

---

## 第3回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

令和3年9月13日（月曜日）

---

### 議事日程（第3号）

令和3年9月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））
- 日程第2 議案第33号 日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第34号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第4 議案第35号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第5 議案第36号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第6 議案第37号 令和3年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）について
- 日程第7 議案第38号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第39号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第40号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第41号 令和2年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議案第42号 日吉津村土地開発公社の解散について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））
- 日程第2 議案第33号 日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第34号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について

- 日程第 4 議案第 35 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 5 議案第 36 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 6 議案第 37 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 7 議案第 38 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 39 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 40 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 41 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 11 議案第 42 号 日吉津村土地開発公社の解散について

---

**出席議員（10 名）**

1 番 長谷川 康 弘	2 番 井 藤 稔
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 山 路 有

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長	-----	中 田 達 彦	総務課長	-----	小 原 義 人
総合政策課長	-----	福 井 真 一	住民課長	-----	矢 野 孝 志
福祉保健課長	-----	橋 田 和 久	建設産業課長	-----	益 田 英 則
教育長	-----	井 田 博 之	教育課長	-----	横 田 威 開
会計管理者	-----	西 珠 生			

---

### 午前9時00分 開議

○議長（山路 有君） みなさんおはようございます。朝夕がめっきりと寒くなってまいりました。体調管理には十分気を付けていただきたいと思います。令和3年9月第3回定例会本会議としては三日目となりました。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

#### 日程第1 議案第32号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（令和3年鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。検査をされたということで大変だったなと思いますが、保健所が用意したキットではなくて、独自に村がキットの活用したということがありますけれども、保健所が用意するのと、村が準備するのでは違うものでしょうか。どういう所が違うのかなと思って。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えします。この検査の違いということなんですけれども、検査自体は唾液を採取しますPCR検査ということで、検査の内容自体は同じものになっております。ただ、検査の実施主体が、保健所が検査を必要と判断認定した方については保健所の検査、それ以外の方については日吉津村が実施をしたということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） それはわかります。このキットというなんかあの、鼻に入れるんですかね、なんか、そういう物とは違うんですか。器具、器具何て言ったらおかしいかも知れませんが、検査するものが違うのかなということも思ったんですけども、それは変わりはないということですか。ただ、保健所とが直接したのとこっちがしたということだけが違うということなんですか。そういうことでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えします。先ほども申しましたけれども、検査の内容は唾液を採取する筒状のものに一定量の唾液を入れてですね、検査をするというもので、検査自体は同じものになっております。実施の主体が違うということでございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 6番、河中です。4ページです。歳出のところ、第4款衛生費、第2目予防費の節委託料で359万7,000円、これは小学校のPCR検査ということで伺いましたけれども、何人分でございますか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 河中議員のご質問にお答えします。検査の費用につきましては、218件分ということで計算をしております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。まああの小学校にこういう対応をされたということですが、このタイミングですので、保育所の陽性者、要するにこの小学校に準じた対応をされると思うんですけども、その辺を簡単に現在の方針をお聞かせいただきたいのと、それから仮に役場で役場の職員に陽性者が出た場合には役場職員、他の職員についての検査はどういった考え方で行くのかという点を補足いただいたらありがたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員、この議案は小学校のPCRに関する議案ですとね、その部分の質疑をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、とりあえず保育園とか役場は、小学校の分についてのこれは議案として出ていますので、それについての質疑をお願いしたいと思います。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えします。前回の小学校の時の検査につきましてもですが、基本的には保健所の指導、指示に従って検査対象を確定したりその後の検査を進めておりますので、今後につきましても保健所の指示に従って進めていくという考えでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。少し補足で答弁をさせていただきたいと思います。今、担当課長も申しあげましたように、基本的には保健所からこの濃厚接触の範囲というのを認定をしまして、その対象に対して検査を行って行くというのが基本的な考え方でございます。

この7月に行った際につきましても、基本的にはそういったことではありましたが、保健所自体がどこまでを範囲にするかというところが、時期によって若干違ってくるところもありまして、この7月に実施した時に関しましては、ちょうど小学校夏休みに入るというような段階でございまして、保健所が行う検査としてはそういった事情も踏まえて、もう少し狭い範囲の認定ということではあったんですけども、村といたしましてやはりこの夏休みに入っても、児童館、あるいは日吉津っ子クラブということで、まあむしろ縦割りのところでの関わりも増えてくるということもあったことありましてですね、そのあたり総合的に判断をしておりますね、この度この7月の回におきまして小学校全児童と、全教職員のPCR検査を村費を用いて、まあ財源としましては国の臨時交付金を使わせていただいておりますけれども、それも活用させていただいて検査を実施したということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか、はい、前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 議長から注意受けましたけれども、ただ、要するにこれは専決ですね、村の予算を執行するという基準について基本的な考えを伺ったということなので、まあ質問は以上でいいですけども、職員の感染に対してじゃあ、役場が支出してPCR検査するのかあるいは場合によっては個人の責任であるのか、その辺をですね、シュミレーションをしていく必要があるんじゃないかと、公共施設という意味合いでという意味ですので、その辺十分踏まえてまた、検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。

ほかにありませんか。井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。まず第1点は先ほども話に出ましたけれども、いわゆる専決の関係です。今回こういうことで議会に

議決にふせられたということだとは思いますが、毎回のたし疑問に思うんですけれども、専決規定がありまして3形態ほどありますよね、専決ができるというようなのが、これどういうケースに該当するので今回これ7月に専決をされていますよね、ということが1点ちょっとお尋ねしたいと思えますし、それから2点目がコロナの関係ですけれども、これはいわゆる型がわかるような検査なんでしょうか。

例えば最近、変異株なんかがよく出てきていますけれども、これはこのPCR検査によって、何型かというのはわかるような検査だったのでしょうか。

それから3点目には、今後このようなケースが多くなってくるんじゃないかと思えます。あれば小学校とか保育所なんかでもいっしょだと思いますけれども、非常に濃厚接触者、可能性が多くなるというケースがあるかと思えますけれども、先ほど村長一部答弁してもらいましたが、同じような状況があればやはり、全校対称の検査になるんだらうかということもそのあたり、まず、お聞きしたいと思えます。以上3点お願いします。

**○議長（山路 有君）** 小原総務課長。

**○総務課長（小原 義人君）** 井藤議員のご質問にお答えします。まず専決の理由ですけれども、これは地方自治法の179条の第1項の規定です。それでそのどれかといいますと、急を要して議会を開会する余裕がないという所に該当させていただいております。

これにつきましては、陽性が判明してもう次の日にはPCR検査を実施しなければいけないということで、非常にタイトな、急がないといけないこととございましたので、そこを該当させていただいたということとございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** 橋田福祉保健課長。

**○福祉保健課長（橋田 和久君）** 井藤議員のご質問にお答えします。検査で変異株等がわかるかというご質問だったと思いますが、こちらにつきましては陽性か陰性かという結果がわかるという検査になっておりますので、陽性者かどうかという判定ということの検査でございます。

それと同じ状況の場合に検査を行うかどうかということだと思いましたが、こちらにつきましては先ほどもありましたように、この前はそういうタイミングのこともありましたし、時期的な判断等総合的に判断をして、全員の検査になりましたけれども、今後につきましては、また保健所等の指導指示に従いながら判断していくということなろうかと思っております。以上です。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員。

**○議員（2番 井藤 稔君）** わかりました。もう1回1点だけお聞きしたいと思えます。先ほ

ど専決の理由の関係です。4 形態の内のどれを適用されたか、考えられたかということですが、これは一番最初の議会が成立しない時というのがありますよね、これには該当しないのでしょうか。あるいはその点も考えながら、あるいは今まではだいたいこの専決は先ほど言われたように、特に緊急を要するためというケースが多いかと思えますけれども、そのあたり検討されたことございますでしょうか。

○**総務課長（小原 義人君）** 井藤議員のご質問にお答えいたします。あくまでも急を要するというところでございまして、その議会が成立しないという、ちょっと解釈ではないと思います。そこにはもちろん、期間があれば議会を招集することはできるんですけども、なかなか翌朝 PCR 検査をするまでに、議会は現実的に開会は難しいということで、ちょっと成立というのとはちがって、緊急を要するというところだと思います。以上です。

○**議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（山路 有君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

---

## 日程第 2 議案第 33 号

○**議長（山路 有君）** 日程第 2、議案第 33 号日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○**議員（4 番 三島 尋子君）** 4 番、三島です。ここに説明は書いていただいておりますけれども、この説明の中でですが、個人番号の今までみましたら 800 円を徴収するということがありますね、手数料条例、ですが今後ここに発行することを、住所地の市区町村に委託することができるということが書いてありますけれども、今後徴収する住民票とか個人番号票の交付の手数料という条例は改正がされておられませんね。それをしなくてどっかから委託料で入ってくるということなんでしょうか。

880 円は削るけども申請があつてそれを交付した場合、そういう場合はどうなりますか。

○**議長（山路 有君）** 矢野住民課長。

○**住民課長（矢野 孝志君）** 三島議員のご質問にお答えします。委託料がはいつてくるのかということでは、この条例改正の趣旨は法の改正により、地方公共団体情報システム機構が手数料を徴収することができるようになったということで、その手数料徴収は本来こっちでしてました

けれども、機構の方でできるようになったので、そちらが徴収されますけれども、そのお金を機構よりこちらに徴収されるという形に変わるということでございます。

流れを言いますと申請者が市町村に手数料を収められます。それで市町村が領収書を発行しますけれども、それに対してその手数料を J-LIS の方に支払うという流れになってきますので、ちょっとニュアンスがわかりにくかったかも知れませんが、基本的には J-LIS の方がとるということで、この条例からははずしますけれども、手数料はかかるのでそのやり方を変えたというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。何等かの手数料は払わないといけないよねということを思いましたけれども、どこにも今後その手数料を徴収するということがない。どこかに法でうたってあるんですか。市町村が徴収する、それ調べましたけれども、いくらでどうするかということがわからなかったですね。日吉津村の手数料条例に、今後この個人番号の交付をした場合、住民票といっしょに 300 円なら 300 円とかいう、そういう手数料を定めておいて、それ今後請求があった時に請求された所に払っていくということではない、このあれだったら払うということがないじゃないでしょうか。そういうふうにみましたけれども、どうなのでしょう。

それと後ひとつ、3 回しかできませんので聞きますけれども、この条例の第 33 号って書いてあって、そのまあ村長の名前があって、次はぐって条例の改正の理由が書いてありますけれども、その下の文章ちょっとこれが気になりました。次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線に示すように改正するということが書いてありますけれども、右側改正前のように改正するということは、下線が引いてあるようにしていくという意味、これちょっと文章がおかしくはないですかね。その点と、2 点お願いします。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員のご質問にお答えします。最初の質問とちょっと、わたしの説明が下手ですみませんでした。今までは市町村で手数料をもらっていましたが、それをもったやつを今度は J-LIS に収めるようになるということの、変わりだということでの理解でいいかと、むずかしいですかいね。

J-LIS 徴収の主体になるということですので、今までは村が主体でしたけれども、その根拠は番号法の中で J-LIS の方でとりますよということが改正がされております。

それから先ほどの条例改正の本文の中ですけれども、下線で示すようにということは今までは



下線で示すところがありましたけれども、改正後はその部分かなくなりますよということでその部分をとって、下の住民票写しの交付手数料が繰り上がっているということでの改正でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） その料金支払いの件ですけれども、800円これから日吉津村では徴収はしませんということですが、元の法律法に定められるということでしたけれど、それをお聞きしたいとですね。ちょっと調べたけどもわかりませんでした。

どっかの、こっちが委託されるんなら委託料を役場の方でもらっておいて、それで後支払っていくのかということ考えたんですけども、そういう徴収をするっていうことが今後定められていけませんので、徴収はできないなということを思ったんですね。そしたらその総務省でもないどこでしたっけ、決められたところが徴収されるということはどういうふうにしてしなるんだろうということを思いましたけれども、そこがちょっと不明です。それを教えて下さい。

それと先ほどの条文の説明ですけれども、これを読むと最後の方に下線で示すように改正するっていうことは、下線で示すように今後こういうふうになりますよっていうふうに捉えるとは違いますか。わたしは次の表の改正前の欄に掲げる、改正前ですね、示す下線で示す規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に改正するっていうことではないかなと思うんですけども、まあ、理解はしていますけれども、ちょっとこの文章どうなんでしょうか。おかしいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員のご質問にお答えします。まず、委託料を徴収をどうやってやるのかということで、法の中で規定がされて、J-LISの方が主体になって徴収するという形になりまして、この条例からは削除になるんですけども、J-LISと村で委託契約を交わします。それに基づいて納めるという形になります。

あと、条文分の下線で示すように改正するというのは、この条例改正の手法でございまして、要はこの下線で示すところを取ることがこういった表現になるということです。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。先ほどからちょっと説明をお聞きしておるとなかなか余計わからんようになった感じになりまして、現行はですね、個人番号カード自体まあわたしも交付を受けてるんですけども、まあ大事なもんだっっちゃうことで、この制度が始まって

以来を大事にしとるんですけれども、大半の人はなくされたり紛失されたりということはないと思うんですけれども、実際の手続きですね、現時点ではたとえばここにあるように再交付の手数料があるわけですよ、これがなくなるわけですよ。だから現時点では窓口に行って、たとえば個人番号カードをなくしましたんで、どうしたらいいでしょうかということで聞いて、多分指導を受けてそうしとる。ですからその段階から、この条例改正によって今後どう変わってくるのか、窓口が変わるんか手続が変わってくるのか、そのあたりを簡単にもう一度、申し訳ないんですが説明していただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 井藤議員のご質問にお答えします。個人さんとしては、手続は変わりません。ただ、手数料の納付が条例で示したところがなくなって、法の方には入ってきたので、それは個人さんとしては、手数料は役場に収めていただきますけれども、それを役場より J-LISの方に納付するという形でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。手続き的には窓口も変わらないということでした。

それでなんですけれども、今後、国民健康保険証なんかの機能なんかもすべて、これに入ってくるということで、現在、予定されとると思うんですけれども、ということになるとこれが多分に、今まで持ち歩かなかったものが保険証として利用されるということになると、よく持ち歩きますよね。歩くと思うんですけれども、そうした場合に遺失したりする。それで再交付を受ける必要があるケースも、多分に多くなるんじゃないかなという感じでみとるわけなんですけれども、このあたりが徴収窓口と、いわゆる最終的に再交付手数料というかどうかわかりませんが、そのあたりを収まる所が今度はちがって来るわけですよ。場合によって、煩雑さが出てくるようなことがないんだろうかという心配がありますけれども、そのあたりはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 井藤議員のご質問にお答えします。議員がおっしゃられるように、国保の機能とか健康保険証の機能とかいろんなものが今後ついて来るかなと思います。

例の言われた健康保険につきましては、マイナンバーでも機能が付いてそれでも利用ができませんけれども、保険証は保険証で別で出ますので、使い方によって保険証でしか使わないわという

ことでは煩雑さは出てこないかと思いきいけれども、マイナンバーで受けられた方がいろんな情報が入るのでそちらの利用が増えてくるのかなあと予測できます。それで煩雑になるかとかいう紛失の機会が多くなるかということは、たしかに懸念されるところではございますけれども、そこはこちらとして、ちょっとどうなるかという判断はむずかしいところでございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。前田議員。

**○議員（7番 前田 昇君）** 7番、前田です。まあ今の説明を聞いてもうちょっとなんですが、結局従来は、再発行手数料を村が受けて条例に基づいて村のいわゆる手数料に入っていたわけですね。それが今度は直接その J-LIS っていうんですか、この機構に行くので村は委託を受けて、いわば村の手数はなくなるんだけど、収入にはならないけれども委託を受けて 800 円を納めるという意味合いですね。

それでまあ、井藤議員が指摘したのは今後利用が増えていけばいわば村に再発行を求める方が増えてくると、非常に村としては煩雑になるんじゃないかと、ましてや手数料が入るべき手数料が入らなくなったとすれば、額はともかく損失ではないかというような、まあわたし自身もそういうふうに思うんですが、その点についてももう一度明確に答弁いただけませんか。

**○議長（山路 有君）** 矢野住民課長。

**○住民課長（矢野 孝志君）** 前田議員のご質問にお答えします。すみません、なかなか説明がうまくできてなくて申し訳ありませんでした。それと今答弁してきた中のことでちょっと訂正させていただきたい部分がございます、先にそちらを申し上げさせていただきますが、今まで手数料として入ってきて、その同じ額を J-LIS の方に納付していたということで、こちらでもらいきったということではございませんでした。申し訳ありません。

それが今後は手数料ではなく、入ってきたものを歳計外で受けてそれを J-LIS の方に納付することになりますので、会計上の変更という形になりますので、その部分をちょっとわたしがうまく説明しておりませんでしたので、ですので手数料収入が減るんじゃないかということではなく、こちらではもらっていたものがないということではございますので、それが一点。

それから再発行で煩雑になるのではということではございますけれども、件数がどれくらい伸びるかわかりませんが、今までもほとんどなかったものから、その点では煩雑になるなという印象は受けておりません。以上です。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

### 日程第3 議案第34号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第34号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 3ページをちょっと見ていただきたいと思います。民生費の3項生活保護費の関係です。補正が組まれているということなんですけれども、令和2年度の決算では、生活保護費の増加というのは生活保護の申請と申しますか、ほとんどないということでお聞きしたんですけれども、これ見ると補正が組まれと申すということなんですけれども、令和2年度と比べてコロナの影響などがあって、これがやはり生活保護の申請者増えと申すという状況が令和3年度はあるんでしょうか。この点、まずお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。今回補正で上げておりますのは、令和2年度に国の方から受けておりました補助金の返還の部分ということで、実績が確定いたしましたので、決算が終わりましたので、返還分が見えてきたというところで返還額の補正ということで上げさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 令和2年度の国からいただいておったものの返還部分ということは了解しましたけれども、どうですか、3年度、コロナの影響はこういう所に出て来とるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりもし分かればお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えします。現在のところ生活保護の該当者4件ということでございまして、それにつきましては、今年度も増えてはおりません。状況としては変わっていないということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか、ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。ちょっと、6点ほど伺いたいんですが、まず1点

ですね、予算書の8ページの歳入のところですね。地方交付税が、普通交付税が多くなったということで、説明としては令和2年度の国調人口が増えた。それから消防費の増ということであったんですが、ちょっと聞き漏らしたかも知れませんが、要するに昨年の当初予算を組む時からみて新年度、あるいは決算額で消防費が増えたというのは、どういう事情であったかということですね。後、他の要素があれば簡単に捕捉いただきたいと思います。

それから2点目ですが、10ページですが、関連しますけれども臨時財政対策債が額が決まった、発行額が決まったということなんですが、ちょっと勘違いかも知れませんがようするに1億3,000万の発行可能額というのだと思うんですが、なんか例年よりも少しかないかなという気もしたんですが、勘違いかも知れません。この辺のいわゆる交付税と臨財債とのバランスということについて何か今年変化があつてののかということ補足いただきたいと、次に11ページで今度は歳出の方になりますが、財産管理で不動産鑑定業務委託料ということで、6万3,000円あります。これはうなばら荘でしょうか。あるいは別でしょうか、具体的にご説明いただいたらと思います。

次に14ページですね、下段の方に住宅の管理費ということで1万5,000円ですね、CATV使用料とあるんですがこれは入居者の方が支払うべきものではないかと思うんですが、その辺に対しての疑問について説明をいただきたいと思います。

それで16ページの社会体育総務費で、備品購入でパラリンピックの備品購入を減額をされておりますが、これはどういったものが予定されていたのかな、備品としましてですね。パラリンピックのね。この点をご説明いただきたい。

それからちょっと前後しますが、最後ですが、農林の方で農業振興費、これについては大雨の被害の防除対策ということで、概要書をいただいておりますが、この中でですね、具体的に園芸品目大豆って分けて、園芸品目は事業単価が3,600円。大豆は5,500円で、実際にはこれ確認ですが、その被害にあった個人の方が防除をされるわけですね。これに対する2分の1を行政が補助するという考え方だと思うんですが、そもそも実際の事業単価といいますか、実施単価はいくらというふうに見込んであるのか、もう少しその辺の流れをですね、補足いただく、更にはこの園芸品目とありますが、具体的には日吉津村においてはどういたものなのか、ちょっとこの説明が今一つ分かりにくいので、そういった点を補足いただきたいと思います。以上です。

**○議長（山路 有君）** はい、小原総務課長。

**○総務課長（小原 義人君）** 前田議員のご質問にお答えします。地方交付税の増額の要因はということでございます。消防費というふうに申し上げておりますけれども、これは消防費の計数が

増ということになったための、消防費の基準財政需要額が2,900万ほど増えたものが一つの要因でございます。それ以外ですと提案説明で申し上げました、先ほどおっしゃいました国政調査による人口によりまして全体的基準財政需要額が増となったと、それ以外でいきますと、地域デジタル社会推進費が新設となって、これで3,500万ほど増になったというような要因がございます。

続きまして10ページの臨時財政対策債でございますが、こちらにつきましては今年度の6月ぐらいにですね、今年度の事業を国の方に申請をしますと、国の方から日吉津村はこのくらい借りれますよという指示がやってきます。今回その可能限度額までを借入れする予算をさしてもらったということでございまして、昨年の実績が9,800万ですので、決して今年が低いということではございません。

それから三つ目の不動産鑑定業務委託料ですけれども、先ほど6万3,000円とおっしゃいましたけれども63万でございまして、こちらはおっしゃいますように、この度うなばら荘の土地の価格を決めるのに、不動産鑑定をさせていただいたということでございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** 矢野住民課長。

**○住民課長（矢野 孝志君）** 前田議員の質問にお答えします。14ページ一番下、7土木費の住宅関係のCATV使用料でございます。これは入居者からいただいたものをこちらから中海テレビさんの方へ納めるための支出の科目の部分で、ここの増額をさせていただいたものでございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** 横田教育課長。

**○教育課長（横田 威開君）** 前田議員の質問にお答えします。16ページの社会体育総務費の中の17備品購入費について質問がありました。これは具体的に何かということでございますが、パラリンピックの聖火ビジット、報道でもありましたように、日吉津村においては4で展示するというふうな計画で進んでおりました。この備品購入費は、その展示のための必要な備品に使うための費用でございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** 益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 前田議員のご質問にお答えします。大雨被害農作物緊急防除対策事業につきましてご質問いただきました件ですけれども、まず一つが園芸品目ということで掲げておりますが、これの日吉津村においての該当するものということで、県の方が定めます要項におきましては、スイカ、白ネギ等ということで、記載がございますけれども、日吉津村の場合には白ネギあるいはブロッコリー、そういったものが該当になるということでございますし、後

県と日吉津村の助成率あわせて2分の1ということで、計算をさせていただいておりますけれども、そういった中で具体的な算出において計算されるものにつきましてということで、こちらの方につきましては、薬剤費になりますけれども、殺菌剤、液肥、除草剤、そういったような薬剤が計算の基準になっているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 説明をいただきました。先ほどの住宅のケーブルテレビの使用料ですね、村が受けてということですが、これはまあ確認ですけれども、入居者が増えたからここが補正になったということなのか、その辺を補足いただいたらと思います。

それから最後の今の件ですが、要するに薬剤散布を対象の方がされるっていった場合で、その人が申請をされると、薬剤は、まあまあ細かい話で恐縮ですが、例えば領収書とか付けてこれだけ薬剤を買いましたよという話なのか、単価に準じて計算されているのか、まあさらに言えば単価の違いは何なのか、というあたりをですね、もうちょっと何か補足いただくとありがたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えします。住宅のCATV使用料の件でございますけれども、入居者が3名増えました。7月からC棟に、その関係で増やしたものでございます。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） こちらの補助金の支払いに関しましては、この10アール当たり単価にかけたものが金額になるということでございますので、いくら薬剤に使用されたというようなところまでは求めるものではありません。

こちらのまず一つ園芸品目につきましては、病虫害の蔓延を防ぐための緊急防除に要する経費ということでございますし、大豆におきましては、圃場で施用する除草剤散布に要する経費（委託費を含む）というような形で対象経費の方が県の要綱に記載してございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。若干今回の補正予算について質疑をさせていただきたいと思います。わたくしの質問は、コロナやさまざまのことで職員の皆さんも、祝祭日出勤が、たいへん多くなっているなということは実感をしておるところです。

そこで時間外勤務について、確認の意味も含めてご質問させていただきたいと思います。まず、

この度の時間外手当ですね、時間外手当についてはページをおっていきますと、歳出部分になると思いますが、まず、11 ページでは総務課関係の部分ですね、ここの部分で上から見ていきますと企画で7万、税務の部分で39万2,000円、それと会任職員の1万7,000円、そして次が13ページの農水産業費の農業委員会費の部分で25万5,000円、それから次に教育委員会ですね、これが15ページに学校管理の部分の会任部分が1万4,000円、そして社会教育の部分で5万6,000円ということであります。まあ、一般職、会任職員等については、その後に載っております給与明細見ればわかるということであります。

それで、この度ちょっと確認をしておきたいと思っておりますのは、まず今回の総務課そして建設産業課ですね、それから教育委員会というところで補正がされています。これらの各補正の要因の主たるものは何であるかの概略説明を賜りたいというふうに思います。まずそれが1点。

それからこの時間外勤務というものの取り扱い方、事務分掌そして組織内の時間外勤務というものに対する取扱いを、どのようにして時間外勤務、要するに超勤扱いにするかという所のルートをはっきりと確認をしたいと、それが2点目。

それから給与明細書には先ほどの金額を累計したものと、給与明細書には時間外勤務手当等ということで、等が最後についてきます。そうしてきますと、時間外勤務手当等の金額とこれらの先ほどの11,13,15の累積数字等を計上していきてもこれは合わない、それでこの等というのんが加わっておるために、これらの時間外勤務手当の累計数値の重ね合わせでは数字があわないと、いうことは、これは前からそのようになっています。

はっきりとしておきたいのは、多分村民の皆さんもこの例えばこの表を仮に第三者の方でも見られたらですね、えっ、これ数字合わないけどいったいなんなのかな、というところがあると思いますので、その点をまず、最初3点ですね、質問をしておいて確認をしたいと思います。答弁よろしくお願いします。

**○議長（山路 有君）** 小原総務課長。

**○総務課長（小原 義人君）** 橋井議員のご質問にお答えします。まず、時間外勤務手当ですけれども、こちらはコロナの業務ではなく、通常の業務に関わる手当の見込みを計上しております。見込みを立てるにあたりましては、各課とヒアリングをいたしまして、この先どういった業務があつて、どの程度時間外が必要になるんだということでヒアリングをして、その結果の額をここに、当初予算と差引分を計上させていただいておるということでございます。

それで、その時間外を申請する流れですけれども、通常業務の中で突発的な状況があつたりと



か、急を要す事務が入ってきたりというようなことで、どうしても時間外をせざるを得ない状況が生まれます。その際には職員とそれから管理職が話をしまして、じゃあ今日はこれをして下さいねということで、お互いが承認した上で時間外勤務をしていただいて、その実績を時間外勤務として計上するという流れでさせていただいております。

それと最後の職員手当等ですけれども、これが、あつ時間外勤務手当等ですね。これが時間外となりがはいるのかなあ。ちょっとよろしければ調べさせていただきたいと思いますが、わたしがちょっと、わからないのです。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） まあこの給与明細書には等ということがうたっておりますので、時間外勤務手当ばかりではないものが入っていないと、数字が合わないということにおのずとなってくると思います。たとえば今回、企画の部分ではこれから総合計画とかですね、さまざまな都計の問題だとか、そういうもので業務がそういうふうな超過の部分が見込まれるということが予想されて、わたしであればそういう計上の仕方もしてきたであろうし、それから税務関係は一番面倒くさい時期です。決算もあつたりですね、次年度の予算の整理をしたりとか、というところでそれは理解できます。

それから農業委員会ちょっと、後にいきます。

学校関係については、横田課長が答弁をされたいのかも知れませんが、要するに 1 万 4,000 円と 5 万 5,000 円で 6 万 9,000 円、これについては一般職のやつありませんから、会計年度任用職員さんのまるまるが、そのままこの給与明細表にはストレートに、6 万 9,000 円が計上されているということでこれは理解をするところであります。それでですね、そのこの部分の相違の部分の表との整合の部分は、後ほどでもいいですから教えていただきたいと思います。

それでこれ農業委員会、農林水産業は特にこの部分の、農業委員会費の部分で 25 万 5,000 円これは上げられておりますが、どうなんでしょうかね、これ時間外勤務手当 25 万 5,000 円これ農業委員会でこんなに手間とるんでしょうかね。まあ逆に、担当課長からその辺の率直なところ、わたし一度聞いてみたいと思います。お願いします。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えします。こちら農業委員会費に上げさせております部分については、年度末 3 月までの支出の見込みをたてた際に、必要になる経費ということで上げさせていただいております。これまで実施してきた中で、業務的に農業委員会

の業務、これまでどおりということではあるかと思えますけれども、いろいろ調整していくとい  
いますか、農地の貸し借り等の問題等さまざまな案件が重なり、調整に係る時間等もありまして、  
個別でこういったような案件で時間外の時間数が増えてきているということは、ちょっと詳しい  
ところはわからないんですけれども、こういったようなこまごまとしたさまざまな案件が重なる  
ことによってこういったような形で補正の方を上げさせていただきました。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） まああの、質問3回までで今回で終わります。今の答弁お聞きし  
ていると、こういう形で、そのような形で、内容はくわしいことは掌握しておりませんがという  
ような、まったく訳の分からない答弁です。といいますのはこれ、農業委員会の個別といいます  
か、農林水産業費の中の款の農林水産業費項の1番、農業費の中の農業委員会費という費目はこ  
れ、決められたものに対する支出項目なんです。

そうすると、農業委員会のみ業務を遂行するにおいて25万5,000円の補正をしていかななくち  
ゃいけない。ほかの業務の仕事とのリンクをしていたにしても、これひょっとして農業委員会費  
のこの25万5,000円に計上して、それも支出できるというそのようなことにもとれるような先  
ほどの答弁になっちゃいますよ。ほかのことをしても、農業委員会費のやつでおとしましよ  
よというような、まあちょっとずるい質問かも知れません。でも、そのようなことを避けるため  
にわたしは農業委員会費で25万5,000円組まれているのはどういう支出目的であって、それを  
はっきりと言っていたら、別段なんのことはないんですよ、ということです。

というのは今回のやつのものでも、コロナ関係がないというのはこの特に補正の財源内訳の所  
を見れば明らかで、すべてはこれらは一般財源を充当して、この度は明細書の合計でいきますと  
202万6,000円費やします。給与明細でいくと、それで給与明細は202万6,000円になる。

しかしこの今回の、11、13、15のページの補正額の時間外の合計をすると、わたしのそろば  
んでは80万3,000円がでてくる。それでこの差額122万3,000円というのは、時間外勤務手当等  
の等の部分に含まれているんじゃないかなということを考えて、そこを教えてくださいな  
ということで、先ほど小原課長に質問したものです。

今即答ができなければ後でかまいませんので、そこだけをきっちりしておきたいというふう  
に思ったものですから、その部分の計算が合わないからわたしは言っているんで、前にもこれは  
こういうことはよくあるんですよ。でもその部分のウェートが、時間外勤務手当等という表の部  
分と時間外勤務手当の累積計算とでも差が122万3,000円ほど何の費目なのかなということがわ

からなかったものですから、そういうふうになりました。

その点について今これで終わりですから、総務課長あのはっきりしていただけるというか、そのきちっとして教えていただきたいということを約束していただけますか。まあそれだけで終わります。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。あの精査しましてきちっとご回答させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。すみません、学校管理費、今回、会計年度任用職員の経費が上がっておりますけれども、これは今後 10 月から半年間の雇上げの費用だと理解をいたします。先般、全員協議会でする説明がございましたけれども、生徒の学力を向上させていくということの説明だったと思いますけれども、昨年度コミュニテイスクールということを導入をされておりますね、そういうところでこういうことの学力とかいろんなそういうことについての検討というのはなされないものかどうかっていうこと。それで急遽、こういうふうにした予算の計上をもってこられたというのは、先般の学力テストがございましたね。それが影響しているのかなということをおっしゃったんですけれども、穿った取り方でしょうか。その点どういうふうにお考えになっていのかっていうことをお伺いをしたいと思います。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員のご質問にお答えいたします。2 点ございました。コミュニテイスクールを進めていく中で、この学力の定着に向けての事業はどうかことを先、まずお話しをいたします。コミュニテイスクールの地域の方々、住民、いろんな方に学校に関わっていただいて、学校教育を活性化するというのが狙いですが、学力の定着に関しましては読み聞かせをしていただいたり、集中力を高めたり、それから総合的な学習の時間あるいは生活科の時間に、農協体験を皆さんにご協力いただいてやったり、いろんな体験、経験をさせていただくということで、地域で地域から学ぶということを進めているところです。

回りくどくなりましたが、学力の定着に関する授業というのはこれから皆さんで相談していただいて、子どもたちの学力の定着のために、こんなことはできないかなという協議をこれからしていただくことになろうかと思えます。今現在やっていることもあるんですが、学力の定着とい

うことだけに勉強することに関しては今まで集中的に勉強についてやっていませんので、それを今後協議していただきたいというふうに思っております。

この10月から学習支援員を雇用するということの趣旨の中できっかけにテストの影響があるのではないかとということでございました。テストの結果の影響はないことはありません。ございます。全国学力学習状況調査国の調査でございますが、これの結果はつい先般報告がございまして、例年とそれほど変わりません。これ6年生だけのテストですので、およそ正当率が全国に比べて5ポイントぐらい概ね上回っているという状況でございました。例年とそう変わりません。

ただ、全体的な正当率は例年と変わらないんですが、一人一人の児童の不得意の部分の格差が目立って広がっているということは見取ることができました。それは一つの影響でございます。

また、今年から参加しました鳥取県教育委員会が行っている学力調査がございます。これは4年生以上でございます。ここでも、特に算数ですけれども、算数の不得意な単元が非常にはっきりと見られるようになりました。それはその二つがきっかけの一つではあります。

会計年度職員を任用することの一番大きな目的は、そのように3年生以上になりますとどうしても学習状況の定着度に格差が生まれてまいります。この格差をなんとか埋めてまいりたいということが一番のねらいです。6年生になって小学校のまとめをする。そして中学校に送り出す。中学校に送り出す段階で、小学校で一生に渡って必要となる学力、具体的には分数、小数、割合、図形、一生使っていく内容について、きちんと定着して卒業させたいというのが一番のねらいでございます。以上でございます。お願いします。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

河中議員。

**○議員（6番 河中 博子君）** 6番、河中です。一点、お伺いします。13ページです。第4款衛生費、第2目予防費の中の委託料について伺います。提案説明時にもし伺っていましたら、申し訳ないですけれども改めて伺いたいと思います。

この中に新型コロナワクチン接種事業を委託料480万2,000円というのが減額になっております。これはワクチン接種の当初の見込みよりも接種者が少なかったということでしょうか。これが1点。もしそうであれば、この480万というのは何人分に相当しますでしょうか。この2点お願いします。

**○議長（山路 有君）** 橋田福祉課長。

**○福祉保健課長（橋田 和久君）** 河中議員のご質問にお答えします。先ほどのご指摘の委託料に

つきましては、当初はヴィレステひえづで行います集団接種、こちらにつきまして診療所という取り扱いになるということがございましたので、接種に対しての委託費が発生してくるという予定で組んでおりましたけれども、これにつきまして、まあ必要がないということで、年度途中でわかりましたので、その分が減額ということで対応させていただいたということになっております。以上です。

○議長（山路 有君） 何人分か。答弁それでよろしいですか。

○福祉保健課長（橋田 和久君） すみません、人数につきまして今ちょっとすぐ確認ができかねますので、確認をさせていただけたらと思います。

○議員（6番 河中 博子君） はい、了解です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

#### 日程第4 議案第35号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第35号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

---

#### 日程第5 議案第36号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第36号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

---

#### 日程第6 議案第37号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第37号令和3年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第

1回) についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

**○議員（2番 井藤 稔君）** 2番、井藤です。2、3質問させていただきます。5ページの1番最後になります。あるいは聞いたかとも知れませんが、もしそういう状況であれば、あらためてお聞きしたいと思いますけれども、一番下の管渠築造費というところで工事請負費 275万という記載がありますけれども、この5ヵ所公共樹設置工事というのは、これはどの辺りになりますでしょうか。

人口がこうして増えておりますので、そういうことであれば非常にめでたいかなという気がしておりますけれども、その次に公共下水道の整備費の関係です。工事請負費で286万ですか、ほどついておりますけれども調整槽の攪拌機等の更新工事、これはどういう工事なんでしょうか。

更新ということなんですけれども、これ攪拌機というのはどこの部分にある、どこに設置してあるものなんでしょうか。えらい基本的なことかも知れませんが、わかりませんのでちょっと聞かせていただけたらと思います。

それから更新ということで記載してありますけれども、いわゆる耐用年数的なものはこれにはあるんでしょうか。この辺りも併せてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

**○議長（山路 有君）** 益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 井藤議員のご質問にお答えします。5ページの管渠築造費ということで、公共樹5ヵ所あげさせてもらっておりますが、まず1ヵ所が上の2区になるかと思っておりますけれども、王子製紙の東側、箕蚊屋排水路が通っておりますけれども、隣接するところに新たに宅地を造成する用地が整備されておりますので、そこが一つありますし、あと富吉の方でちょっと、道路面まですみません把握してなかって申し訳なかったんですけれども、富吉の下場線ですか、そちらの方が造成がなされておまして、今後、新に新築される予定の箇所がございますので、そのこのところにつきまして公共樹の設置を計画させてもらっております。

あと、もう一点ですけれども、下水道整備費につきましてですけれども、こちらの方の調整槽、攪拌機等更新工事ということで載せておりますけれども、すみません、ちょっと耐用年数等詳しい状況等、失礼しました。まず、一番最初めに曝気沈査層というところで砂等を取り除きまして、その次に流量調整槽これも汚水を一時溜めてというようなところで、これを流量調整槽。そういったような流量調整槽、こちらの方の調整槽の攪拌に該当するということになりますけれども、こちら更新工事ということで載せておりますので、新たにこの攪拌機について取り替えをさせて

いただくというところでございますし、ちょっと耐用年数については把握しておりません。申し訳ありません、以上です。

**○議長（山路 有君）** 益田課長、今設置工事、2カ所は聞いたんですけれども、あと3カ所、自治会名でもわかればお願いできませんでしょうか。上1と富吉というのは言われたんですけど、5カ所です。あと3カ所あるわけですね。

益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 議長、時間いただいてよろしいでしょうか。

**○議長（山路 有君）** そうしますと、ここで暫時休憩ということで再開を10時40分から行いますので、暫時休憩とします。

**午前10時25分 休憩**

-----  
**午前10時40分 再開**

**○議長（山路 有君）** 再開します。それでは先ほどの井藤議員の質疑に対する、益田建設産業課長からの答弁から入りたいと思います。

益田建設産業課長。

**○建設産業課長（益田 英則君）** 井藤議員のご質問にお答えします。公共柵の設置箇所ということで調べさせていただきましたけれども、すみません、最初に答弁いたしました箇所ではなく、上の2になります。こちらの方に、場所は一カ所ではあるんですけれども、公共柵の設置を5カ所ということで見込みを立てさせていただいております。後もう1点、耐用年数のことお尋ねでございましたけれども、15年ということでございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員。

**○議員（2番 井藤 稔君）** ありがとうございます。お手数かけました。全部5カ所、上2のところということですね。それとこの攪拌機の関係なんですけれども、西側の河口に汚水処理場がありますが、あの中の本施設ちゅうかようわかりませんが、薬剤と攪拌したりあるいは空気ともするんかも知れませんが、そのような部分ということで理解でよろしいでしょうか。ああ、そうですか、わかりました。で、耐用年数は15年ぐらいということですね。先回、これたとえば15年くらい前にも1回耐用年数がきて替えられたことがある。例えばこれ14年ということであれば、概ねの時期になったら替えられていくという施設の部分なんですか。

**○議長（山路 有君）** 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員の質問にお答えします。こちらの機械、耐用年数 15 年と申しあげましたけれども、あくまでも耐用年数ということですので、場所的要件等海に近いというようなこともあつたりしますので、そういったようなところまあ現状を見つつ修繕なり、更新が必要な場面が出てくると思いますので、15 年にとらわれることなく必要ならば実施していくということになろうかと思ひます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。先ほどの公共柵の設置工事で、5 ヲ所ということで先ほど訂正がありました。上 2 の要するに王子東ホレコ川沿いの、住宅地が造成に入られるということで 5 ヲ所を設けるということでの、ペケ、なんですかそれ、違うんですか。今、そのように承つたように思ひましたけれども、場所が違うんでしたら、わたしの過ちかも知れません。どこですか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員の質問にお答えします。すみません、こちらの公共柵設置の箇所について、最初申しあげました箕蚊屋排水路なり、富吉つていうふうにお答えしましたけれども、これは 2 ヲ所とも間違いで訂正させていただきたいと思ひます。先ほど申しあげました上 2 といいますのは、場所的には東大坪線に係る部分の分譲地ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 2 回目になりますよ。橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 東大坪線というのはどこになっているのかわからないんですけども、その場所のだいたいの場所でもいいですけどもそれをまず、教えていただきたい。

それと、通常ですと公共下水道の供用開始区域エリアには、すでに本管が付設をされてはいつておると思ひます。それで例えば、住宅分譲地が 70 坪が 5 ヲ所なり 6 ヲ所なり 7 ヲ所なり、本管の通つているところのメインのところがあつて、そこから横にずうつとあつて、中に開発道路等を作られて、そこに張り付きの住宅地ができるので配管をして、そこに柵を設けていくのかなという理解でよろしいんですかね。現状のままだったら、それを個人負担でそこに本管に接続するのが普通じゃないですかね。あえて、どうして柵を設けなくちゃいけないのかなというのは、新しくこの開発道路なりのそこに付設されていくのかな。そこはちょっと分らないです。その点、説明願えませんか。



○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えします。まず、場所ですけれども、こちらはなんていいますか、ちょっと具体的な説明ということになりますと、ちょっと場所が限定されるのかなということなんです、東大坪線近くにありますが、鉄工所がありますとか、工業協同組合というような施設がございまして、9号線から県道から北に向かって行きます道を一番最初になりますかね、あの、東側におれるすじがあるんですけども、そちらに面した分譲地ということでございます。

こちらの場所、1カ所分譲される計画になっておりまして、そこが本管につなげるということで、開発道路等を造成してということではなく、村道の方に直接面しておるということで、公共枿の方の設置を4カ所を計画するものです。以上です。

○議長（山路 有君） 3回、はい、橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。ということは、大坪線が今ここに村道概略図がないもので、ちょっと確認ができませんが、要するにあそこに酒屋さんがあると思いますけれども、あれの北側の平行した線だというふうに今解釈をしました。村道大坪線ということでありますから、村道として認定した道路であるということではありますが、あそこにたしか角地の部分には空き地があったと思いますが、多分そこに2軒ぐらいいけるのかな、あの部分には結局本管は入ってなくて、そこにその酒屋さんの裏側からの出口の部分の部分をループさせて接続をするために、5カ所のその枿がいるのかなというふうには思ったんですけども、それなのかな。なんか、釈然としない説明で、場所が特定されるとか云々じゃなくて、これもうすでに予算を計上されることですから、はっきりとものを言われないと予算を審議する立場からしたら、そんな場所のわからないところに、予算をはいって言って言えるわけじゃないじゃないですか。特定されるのは当たり前ですよ。そういう答弁の仕方まず、わたしは今後改めていただきたいということをおきますけれども、どうだろう5カ所もいるのかな。5カ所って相当な勾配量と、あれがとれる長さはとれますよ。まあいいですわ、これ会議終わってから、場所のそのあれを教えてくださいたいと思います。以上です。議長お願いします。

○議長（山路 有君） 全議員に、ちょっと場所のこういうところでというのは、皆さんにコピーとったものでも渡してもらおうといいです。多分皆さんが、場所がわからないというふうに、わたしもちょっとまあ、あそこの商店の北側ぐらいいぐらいいはわかりますけれども、それ以上のことはわかりませんので、後から資料配布お願いいたします。

そうしますと他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

---

### 日程第7 議案第38号 から 日程第10 議案第41号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第38から日程第10、議案第41号までの4議案については、決算の認定についての議題であります。各議案については質疑終了後、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思っておりますので、総括的、基本的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

それでは日程第7、議案第38号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。2点ほどお願いいたします。決算書を見ますと予備費の流用が、充用がなされております。これについては議会にはあの、充用がいけないってことではありませんが、法に従ってちゃんとやられておればそれはそれでよろしいですが、この科目を設定して充用されたところもありますし、どういうことでその充用がなされたかっていうことをお伺いをいたします。

それと繰越金ですけれども、たくさん今回2年度は出ております。コロナの影響もあったかと思えますけれども、繰り越し分の不用額というのが約1億2,000万、これを計算してみますとあるんじゃないかなと思っております。これの中は総務費は少ないです、11万4,000円ほどですが、農林水産と土木費と教育費、これの繰り越し分で不用になった理由をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。まず、予備費の支出ですけれども、予備費につきましては予算に歳出歳入予算に計上していないものに対して緊急性ですとか、必要性を考慮しまして不測の事態、それから主には災害とか、突発的な工事、修繕といったものに支出をさせていただいております。予備費というものは決算額というのは必ずゼロになるということですので、必ずどこかの節とかに充用して、支出をするということになりますので、そのような扱いをさせていただいております。ですので事業につきましては充用先での決算ということ

で数字があがってくるということになります。

それから繰越金ですけれども、繰越金につきましては若干例年よりも多く残っております。これにつきましては、今年度の繰り越し明許の額が1億以上ございまして、こちらで繰り越さなければいけないという、やむを得ない予算によるものが大きな要因になっておりまして、その他については、例年よりは多くないんじゃないかなというような理解をしているところでございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** 三島議員。

**○議員（4番 三島 尋子君）** 予備費を使ったらいけないとか、っていうことを申し上げているではありません。ちょっと調べてみますと予備費についても充用した場合はどういう目的で充用しましたっていうことが議会に報告がなされていますね。

他市町、ちょっと見てみますと、それがぜんぜんわからなくてこの決算すぐこう上がってきて予備費を出したこの科目をずっと見ていきますと三角になってるところがありますね。予備費を出したら予備費には戻せないっていうことがあると思いますね。そういうこともどういうことかなっていうことを思いました。そういう点についてちょっと説明していただきたいと思いましたが、農業委員会費で△の1,000円、そして農業総務費で1万6,000円上がってまして、農業振興費で△の1万5,000円、これ他の項目、科目からの流用はなくて全部が充用、予備費から出されています。その点でどういうことだったかということをお伺いしたいし、ふれあい生活館などについては、区分を新たに設置して予算が組んであります。そういうものがどういうものを緊急で設置されたかとかということをお伺いしたいです。

不用額で残って予備費で流用をしているのに、不用額でたくさん残ったとかという科目もあります。そういう面、調べてはおられると思いますのでお聞きしたいと思います。繰越し分の不用額ですけれども、これは前年度からの繰り越しでなってこれだけ使用しなかったということだと思いますので、それも工事すれば工事請負の関係で下がるということもあるかも知れませんが、そういうことを、ただ残ったということではなくて、みんなが居るところで説明していただきたい。今後ある特別委員会だけではなくて、この場所で説明していただきたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 総務課長、最初申し上げたように総括的、基本的なものですので、その範疇で答えられるところでいいですので、詳細については決算の特別委員会でもた、担当課長にお聞きしますのであなたの範疇で総括的なところをお願いしたいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） わたしが質問していますので、全員にわかるようにここの場所でこれを言っというてもらって、後小さいことは特別委員会でやればいいと思います。

○議長（山路 有君） だから、そういついていつているわけで、ここで詳細な部分についてやると最初述べたとおりです。基本的、総括的なところで収めて下さいということを行っていますので、今、詳細に聞いていくととりとめもなく時間がかかりますので。

○議員（4番 三島 尋子君） 詳細とはいっていません。これが何で残ったかということだけを教えてください。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。決算書でいいますと25ページになると思います。三島議員からご指摘をいただいた部分、△というのは25ページになると思いますけれども、こちらの縦の欄の説明なのですが、ここはあの予備費と流用という所で二つはいつてりす。でしてここのマイナス、△の1,000円とか△の1万5,000円というのは理由用の額でございまして、ここは人件費がたらずなくてここの二つを集めて1万6,000円の農業総務費に流用したということでございます。ここは予備費ではございませんのでご説明させていただきます。

それから同じ様にですね、予備費の部分に流用の部分が重なっているせいでちょっと額が合わないところがございますが、それは流用と予備費、それを相殺した数字になっておりますので、そこで若干わかりにくいかなというふうに思っております。これにつきましては、どうやったらもうちょっとわかりやすくなるのかなというところを、もう一度検討してみたいなというふうに思っております。

それから繰り越しですけれども、先ほど言いましたように繰り越し明許が、額が1億以上あったということでその分が多くなっているという説明をしました。ただ、その残りについてもそう多額、多額と言えば多額なので、そここのところの不用額の年度末での精査を、もうちょっとしっかりしなきゃいけないなというふうに考えておるところです。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） あの、予備費を使ったり、それから流用したりということがいけないってことを言っているわけではありません。法に従ってちゃんとやられていればそれはそれで結構ですけれども、どういうことでそういうふうにされたかっていうことを知りたいってことなんですね。節の区分を設置して備品が買われたとか、需用費に使われたというのがそ

れがどういうものだったか、充用されてそれは村長権限ですのでそれはそれでよろしいかと思いますが、意見があるかも知れないし、どういうことをしたってということだけは報告をしていただきたいなと思います。

繰越金ですけれども、繰越金もいらぬものを使うということはありませんので、残していただければ結構です。でも、それがどういうことでこういうふうになったかっていうことを、特別委員会では議員と課長さん方としか話しはしませんので、本会議では住民の方もお聞きになっているかも知れないしそういうこともありますので、説明を簡単でもいいからしてほしいということから質問させていただきました。今後よろしく願いいたします。

**○議長（山路 有君）** 答弁はよろしいですか。ほかにありませんか。

前田議員。

**○議員（7 番 前田 昇君）** 7 番、前田です。決算に関わって、監査委員の方から意見書をいただいております。先日まあ、代表監査から報告はいただいたんですが、この監査資料の中にたいへん貴重なご意見がたくさん丁寧にまとめられて、なお且つ貴重なご意見がいっぱいあって、その中から2点だけ、この場で村長に一定の答弁をいただけたらと思っております。

監査報告書意見書の4ページに、各会計共通事項ということがありまして、その文面の中にまず1点は、このコロナ禍に対して監査委員の指摘として、はしょりますが一部を読み上げますと、村づくりや人づくりが停滞することを危惧する。コロナ禍ではあるが、工夫を凝らして事業を進められたい。前後しますがその直前に、活動方法についてガイドラインを機会あるごとに示していく必要性が感じられると、そういうふうなご指摘があります。これに対して村長としては、いろいろこの間も難しい点もあったと思いますが、この指摘に対して今後の、あるいはこれまでの点においてコメントをいただければと思います。

それから今一つは、その文面の最後の方にあります令和2年1月の機構改革から1年が経過した、まあ逐次体制を見直していくべきであるということでもありますので、1年間の機構改革についての監査委員の指摘に対して、どのように村長は感じられているかということで、以上2点を概略でも結構ですので、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** 村長でございます。監査委員からの決算審査の意見書につきまして、ほんとうに大変貴重なご意見をいただいているということで、読ませていただいているところでございます。

まず1点目、活動、人の動きが止まることによって、村づくりや人づくりが停滞することを危惧するというのは、まったくこれはわたしたちとしても心配をしているところでありまして、ほんとうにいろいろな行事やなんかが、計画をする段階ではできそうだったものが、やはりちょっと急遽近隣の感染状況等によってできなくなったりとか、逆もしかりでありまして、なかなかすぐくタイミングとかがむずかしいなというふうに考えているところでもあります。

ガイドラインでということと言いますと、県の方から地域の活動に関するガイドラインというのも示されておりまして、こういったものも自治会、連合会の方とかでは示させていただいて、参考にさせていただいたりはしているところがございます。今後も村としましても、自治会での活動が中止になって来るかと思えますけれども、働きかけをしたりということ而努力を、工夫をしていきたいなというふうに考えているところがございます。

もう一点の機構改革の関係ですけれども、これもまさにご指摘をいただいているとおりでございます。常にこれは良くなるように考えていく必要があるものだというふうに考えております。現時点で、どうこうするという事ではないかと思っはいますけれども、また状況をよく見ながら、検討を続けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（山路 有君）** よろしいですか、はい、ほかにありませんか。

橋井議員。

**○議員（3番 橋井 満義君）** 2番、橋井です。本定例会の入るまでの段階で、総務課長には直接お話しをさせていただいたんですけれども、ちょっと確認といえますか、その部分だけを徹底しておきたいなという、先ほどの前田議員の質問がありました。この意見書の5ページの部分なんですけれども、決算の概要の報告をしていただいております。

それから文中の4行目ですね、ここでは、実質公債比率が0.8ポイント下落したというふうになっておりますが、財政指標のこの表でまいりますと、令和2年度が11.1で令和元年度が11.7ですけれども、ここは0.6ポイント下落したということで、これは確認をしておいた方がいいなと思っております。これで間違いはないでしょうかね。

その部分の確認だけはこれからもう決算審査にはいっていきますので、確認しておきたいなということでもあります。以上です。

**○議長（山路 有君）** 小原総務課長。

**○総務課長（小原 義人君）** 橋井議員のご質問にお答えします。実質公債比率につきましては、令和元年度が11.7ポイント、令和2年度が11.1ポイントで0.6パーセントの減少ということで

ございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（山路 有君）** ないようですので、質疑を終わります。

日程第 8、議案第 39 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括でお願いします。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（山路 有君）** ないようですので、質疑を終わります。

続きまして日程第 9、議案第 40 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（山路 有君）** ないようですので、質疑を終わります。

続きまして日程第 10、議案第 41 号令和 2 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（山路 有君）** ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。この際議案第 38 号から 41 号までの議案 4 件については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって議案第 38 号から議案第 41 号までを決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長に、前田昇議員、副委員長に橋井満義議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員長に前田

昇議員、副委員長に橋井満義議員と決定しました。前田決算審査特別委員長には4会計の決算認定について会期中に審査していただくようお願いします。審査結果を来年度の予算編成に反映させるために大切と考えていますのでよろしくお願いします。

---

## 日程第 11 議案 42 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 42 号日吉津村土地開発公社の解散についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（2 番 井藤 稔君） 2 番、井藤です。解散することについてとやかくいうあれじゃあないんですけども、ようやく塩漬けとなっておった土地開発公社の処理の土地も、完全に始末がついたということで、まあよかったなあと思いますけれども、どうしてもこういうような状況になってくると、昔から言われることなんですけれども、糞に懲りて膾を吹くということわざがありますけれども、長い間懸案であっただけに本当に大変だったなあ、解散までにもっていかれるのは大変だったなあと思うわけなんですけれども、逆にこれからの必要な土地の確保はどのようにされるんだろうかという心配があります。

ご案内のとおり、今 431 号線沿が開発がされておりますし、また、都市計画内のいわゆる地区計画、日吉津の中でのこの限られた範囲内の土地の確保ということになれば、また新たな大きなその時々が発生してくる可能性があります。

そういうようなことで、今後村長が土地開発公社を解散するにあたって、新たに今度はどういうような形で必要な土地を確保されるお気持ちなんかということ、一つ伺っておきたいと思えます。

土地開発公社の関係で大きく問題になったのが、431 号線から海側、今吉の住宅、正規な名前は忘れましたが、地区構想ということで地域内の道路が計画的に改修されたり、ほんとうに整然とした計画が組まれて開発がなされたという経緯があります。

議会の方でもいわゆる土地開発公社の問題として、企画として1回取り上げたことがございますけれども、本当にその時からみたらあれが平成元年でしたけれども、その当時の写真と比べると、状況をいうと見違えるほどよくなっております。今後更に 431 から海側の開発計画もやはりするべきところはどんどん進めていく必要が出てくるんじゃないかならうかと思えます。

そういう意味で、えらい遠回しになりましたけれども、村長の今後必要な土地を確保について、



どのように考えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。以上です。

**○議長（山路 有君）** 小原総務課長。

**○総務課長（小原 義人君）** 井藤議員のご質問にお答えします。この件に関しましては、提案説明でもご説明いたしましたように、まず公社というのが、公有地拡大推進法が想定しました公共用地の先行取得ということで、経済的メリットが、今はバブルの崩壊等の地価の崩落によりまして薄くなってきているという現状でございます。その今全国的な動向を見ましても、市区町村の公社数が平成11年では数が1539ございましたが、令和2年度につきましては591ということで、約1000の団体がなくなってきている、解散してきているという現状でございます。

それでこれからじゃあ、どうするかということなんですけども、やはり先行取得ができるということで公社は有利ではございますけれども、土地の取得というのは他の物品の購入に比べまして、はるかな高額となるということで、取得価格の妥当性ですとか取得方法の透明性、公平性というのが一層求められるということでございます。ですので、今後そういった用地の取得の必要が生じた時には、しっかり予算化をしまして、議会の議決をへて行うことが財政の健全化に繋がるのではないかとこのように感じております。

決して事業を停滞させるということではございませんけれども、事業の緊急性ですとか必要性とかを検証しまして、そしてまた、将来への財政への負担こういったものを勘案した上で、国ですとか県ですとかそういったものの補助金、それから有利な起債がないかどうか、こういったものをしっかり活用しまして計画性を持って事業を推進していきたい、議会とも相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

これからは村の土地もございりますが、直接ほかの自治体の例を聞きますと、入札をされたりというようなこともあるようでございます。取得についても村の方は直接買って行くということで、そういう形での売買を進めていきたいというふうに感じております。以上でございます。

**○議長（山路 有君）** よろしいですか、はい、井藤議員。

**○議員（2番 井藤 稔君）** わかりました。そういうことで、必要な土地は確保していくということで、今まで通り必要な土地は確保していくというふうに考えておられるということで、理解いたしました。

だけでも一方です、いわゆる公社の立ち上げと同じ機能を発揮するためには、やっぱり組織をゼロから、これでゼロになるわけですから、ゼロから立ち上げていくっていうことは一つの制度なりをつくっていくということであれば、本当に迅速に対応できるのだろうか、口では簡単

に言えますよ。迅速に確保していく、あるいはきっちりした計画のもとに確保していく。だけでも対個人の土地を収用したり、いろいろな形で確保していくという形になってくると思いますがけれども、それは口では言えますけれどもなかなかむずかしいことじゃなかろうかと、ですからもうすでに塩漬けの土地はゼロになったんですよね。ゼロになった状態で、必要な経費はないわけです。

土地開発公社の役員といったらなにかっていったら、役場の職員さんだけで構成されとったんじゃないんですかね。こういうやなことで、何でこれを解散して本当に迅速な対応ができるんだらうかという、やはりどうしても心配が残ります。本当に計画的な対応ができるんだらうか。その場限りの検討になるんじゃないかろうかという心配がありますけれども、そのあたり村長の意気込みをちょっと聞かせていただいたらと思いますがどうでしょうか。

**○議長（山路 有君）** 中田村長。

**○村長（中田 達彦君）** 村長でございます。まずこの公社があると経費がまったく掛らないというのはそういうことはございませんで、やはりこの公社を存続をしている限り、租税公課が発生してきますので、毎年数万円かはこの公社の予算から支出をしていかないといけないということで、まあ公社の財産としては毎年少しずつではありますが、減っていくという現状がありますというのは、認識をしていただきたいと思えます。

その上で今後についてなんですけれども、やはり先ほど総務課長が答えましたように、わたしとしては、この基本的には公社ということではなくて、公共ですべき事業についてはその年度に予算化をお願いをして、公共事業として村が村費から会計支出をして、用地なりを買わせていただくというのが基本だと思っています。その上でこの公社というのは、バブルで毎年、毎年どんどん地価が上がるというような状況で、はやく土地を取得した方が経済的に優位であるということから、先行取得ということを認められてこの公社ができていたというふうに認識をしております。

今の現状を捉えますと、現在土地の価格が毎年バブル期のように、上がっているという状況ではないというふうに認識をしておりますので、やはりそこは、毎年の経済状況や地価の状況も見ながら、村の方で議会の方に予算要求提案をさせていただきまして、その上で必要な事業は予算化をした上で行って行くというのが、まあわたくしの考えでございます。以上です。

**○議長（山路 有君）** よろしいですか、ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。以前からこのことは、一般質問なりで質問させていただいた件なんですけれども、この解散するにあたってですけれども、県にも知事に申請をして、ずっと経過をたどっていくわけですが、ここに書かれております提案された議題というのは、本議題はその文章だけしか書いてございません。説明資料に、公社の解散について概要等が書かれております。それを見ました時に、公社がこれまでに果たしてきた役割っていうか、そういう概要書っていうかそういうものを作って、今回の議会にも地方創生は別冊で説明資料が付いていますけれども、そういうものを付けて提案をしていただきたかったなというふうに思っています。多分、県に申請をされる時は、そういうふうになるんじゃないかというふうに思っていますが、これ作られるということはないでしょうか。この説明資料に書いてある概要書、おおまかにしてありますけれども、これのことだと思いますが、いろいろ事業をしてきたとをまとめてちゃんとしておくということが大事なことだと思うんですけれども、そういう点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えします。今作っておりますのをお示しているものだけでございます。後は、毎年報告しております決算の状況ということになります。申請にする際に、どういったものが必要になるかということ、今ちょっと正確に把握しておりませんけれども、そこでそういったものが必要であるということなら、当然つくらなければいけませんし、そういったものができれば、またお示しをさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） わたしも、もうそろそろ解散かなあということも思っておりましたので、よそはどういうふうにしておられるんだろうということも調べました。そしたら、開発公社の解散プランというのを計画を立てておられますね。今までずっとやってきた事業についても、小冊子のようにしてまとめてそれを提案をされてこういうふうな事業をしてきましたということで、今回こういうあれになりましたけれども、解散をしたいということで提案されてます。

やはり、そういうふうにしていただきたかったというふうに思っております。今後、今それはなかなかまとめていくっていくということは時間がかかるとは思いますが、今後ぜひそういうものを作っていただきたいというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○**総務課長（小原 義人君）** 三島議員のご質問にお答えします。やはり解散する際には、議会だけではなくて村民の皆さまにこういった功績があったと、こういった活動をしてきた、けれどもこうだから解散をするという報告が必要になっていると思います。ですので、どうかたちになるかちょっとわかりませんが、そういうものは作成して、ホームページでも公表していきたいというふうに思います。以上です。

○**議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

前田議員。

○**議員（7番 前田 昇君）** 7番、前田です。まず1点が、今の三島議員にもちょっと関連するんですが、結果的に今財産目録は、正味財産として7,300万余りということで、利息なんかはこれに付くんだと思いますが、この中の資本金はともかくそれ以外のものについて、要するにこの間、平成元年から公社を運用してきた結果の果実と言えるのかどうかわかりませんが、そういった経過をわれわれにも村民の方にも一つの総括として、わかるような、要するに公社を設置した成果とそこでの問題点みたいなものを整理をいただいて、提供いただきたいというのが一点です。

それから6ページのところに、今後の手続きの流れがありますが、ちょっと結構気になるところはありますけれども、12月下旬に広告を掲載ということで、官報に3回ほど載せるということだと思いますが、その後1月上旬に清算人の就任登記とありますが、これは逆じゃないかと思うんですが、清算人、まあ理事の方ですよ。これに代表がいるのかどうかわかりませんが、まあ清算人が公表されて登記されて、それでその人の名前で官報にのるんじゃないかなと単純に思うんですが、その点の指摘はどうかと、更にもう1点、最後に解散手続き完了とありますが、先ほど言いました7,000万あまりの財産処分というのは、要する村の会計に戻るということになるんですが、どの時点なのかということをお教えいただけたらと思います。以上です。

○**議長（山路 有君）** 小原総務課長。

○**総務課長（小原 義人君）** 前田議員のご質問にお答えします。やはりこれまでの土地開発公社でやってきた、事業の誠意とか成果というものにつきましては、先ほど三島議員にもお答えしましたとおりまとめまして、ホームページなりで公表していきたいというふうに思っております。

それから今後のスケジュールで、逆じゃないかということなんですけれども、うちが今計画しておりますのは、このとおりだというふうに承知しておりますので、またそれは、再度確認はさせていただきたいというふうに思っております。

それからこれまでの、残余財産のことですけれども、残余財産が7,000万ほどありますけれども、こちらについては一応解散が目途が立ったころには村の会計に戻したいというふうに考えておまして、今では3月補正で、ここで残余財産を日吉津村に帰属させようというふうな予定をしているところです。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

---

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

**午前11時32分 散会**